

# 宿泊約款

## 第1条（適用範囲）

1. 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、本約款の定めるところによるものとし、本約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習に従うものとします。
2. 当館が法令および慣習に反しない範囲で特約に応じた場合は、前項の規定にかかわらず、当該特約が優先されます。

## 第2条（宿泊契約の申込み）

1. 当館に宿泊契約の申込みをされる方は、以下の事項を当館にお申し出いただきます。
  - (1) 宿泊者氏名
  - (2) 宿泊日および到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料によります）
  - (4) その他、当館が必要と認める事項
2. 宿泊中に宿泊日を延長される場合は、当該時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして取り扱います。

## 第3条（宿泊契約の成立）

1. 宿泊契約は、当館が前条の申込みを承諾した時点で成立するものとします。ただし、当館が申込みを承諾しなかったことを証明した場合は、この限りではありません。
2. 契約成立時、宿泊期間（3日を超える場合は3日分）の基本宿泊料を限度として、当館が定める申込金を所定の期日までにお支払いいただきます。
3. 申込金は宿泊料金に充当され、取消等があった場合には第6条および第18条の規定に基づき、違約金や賠償金に充当され、残額がある場合は精算時に返金いたします。
4. 申込金を期日までにお支払いいただけない場合は、契約は効力を失うことがあります。ただし、当該期日を通知した場合に限ります。

## 第4条（申込金不要の特約）

1. 前条第2項にかかわらず、当館は申込金の支払いを要しない特約に応じることがあります。
2. 契約締結時に当館が申込金の支払いを求めなかった場合、または支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとみなします。

## 第4条の2（感染防止協力）

宿泊客は、旅館業法第4条の2の規定に基づき、当館から感染症の防止に必要な協力の要請があった場合には、これに応じていただくようお願いいたします。協力の内容には、マスク着用、手指の消毒、検温、体調不良時の報告等が含まれます。

## 第5条（宿泊契約締結の拒否）

当館は、以下の場合に宿泊契約の締結をお断りすることがあります。

- (1) 申込みが本約款によらない場合
- (2) 満室のため客室の提供ができない場合
- (3) 宿泊予定者が法令、公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められる場合
- (4) 宿泊予定者が反社会的勢力等に該当する場合
- (5) 他の宿泊者に著しい迷惑を及ぼす言動をした場合
- (6) 明らかに感染症を有していると認められる場合

- (7) 暴力的要求、義務なき強要、業務妨害行為が行われた場合
- (8) 災害や施設の故障等、やむを得ない理由により宿泊できない場合
- (9) 鹿児島県旅館業法施行条例第 5 条に該当する場合
- (10) 過去に第 19 条に該当する行為を行ったと当館が合理的に判断する場合

### 第 5 条の 2 (契約締結拒否の理由説明)

当館が第 5 条の規定に基づき宿泊契約の締結を拒否した場合、宿泊客がその理由の説明を求めたときは、当館は合理的な範囲でその理由を説明いたします。

### 第 6 条 (宿泊客による契約解除)

1. 宿泊客は、当館に申し出ることにより宿泊契約を解除することができます。
2. 当館は、宿泊客の責による解除や、不可抗力による解除であっても、別表第 2 に定める違約金を申し受けません (特約による場合を除きます)。
3. 当日午後 8 時までに連絡がなく、到着予定時刻を 2 時間以上経過した場合、当館は契約解除とみなすことがあります。

### 第 7 条 (当館による契約解除)

1. 当館は、次に掲げる場合において宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が法令・公序良俗に反する行為を行うおそれがある場合
  - (2) 宿泊客が反社会的勢力に関与していると認められる場合
  - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑をかけた場合
  - (4) 明らかに感染症を有していると認められる場合
  - (5) 暴力的行為・強要・業務妨害があった場合
  - (6) 災害や施設故障等により宿泊不可能な場合
  - (7) 鹿児島県条例に該当する場合
  - (8) 寝煙草や設備へのいたずらなど、施設利用規則に違反した場合
  - (9) 第 19 条に定めるカスタマーハラスメントに該当する行為があった場合
2. 当館が契約を解除した場合、未提供のサービス料金はいただきません。ただし、提供済のサービスについては、通常の宿泊料金をご請求いたします

### 第 7 条の 2 (契約解除の理由説明)

当館が第 7 条の規定に基づき宿泊契約を解除した場合、宿泊客がその理由の説明を求めたときは、当館は合理的な範囲でその理由を説明いたします。

### 第 8 条 (宿泊の登録)

1. 宿泊客は、宿泊当日に当館フロントにて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 氏名・年齢・性別・住所・職業
  - (2) 外国籍の方は、国籍・旅券番号・入国地および入国年月日
  - (3) 出発日および出発予定時刻
  - (4) その他当館が必要と認める事項
2. 宿泊料金を旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等でお支払いになる場合は、事前にこれらを呈示していただきます。

## 第9条（客室の使用時間）

1. 客室の使用時間は午後3時から翌日午前10時までといたします。ただし、連泊の場合は到着日・出発日を除き終日ご利用いただけます。
2. 上記時間外の使用については、追加料金を申し受けます。超過が2時間（午後1時）までの場合、延長料金としてお一人様1時間あたり2,000円（税別）を頂戴いたします。

## 第10条（利用規則の遵守）

宿泊客は、当館内では当館が定めて当館内に掲示する『施設利用規則』またはフロントに備え付けた文書に従っていただきます。また、宿泊客は館内において全面禁煙に従うものとし、これに違反した場合は第18条の2に基づき清掃費用および営業補償をご負担いただくことがあります。

## 第11条（営業時間）

1. 当館の主な施設等の営業時間は以下のとおりです。
  - (1) フロント：10:00～21:00
2. 営業時間は特別期間や臨時に変更される場合があります、その際は適切な方法にてお知らせいたします。

## 第12条（料金の支払い）

1. 宿泊料金等の内訳は別表第1によります。
2. お支払いは現金または当館が認める旅行小切手、宿泊券、クレジットカード、ペイメントサービス等で、出発時または当館が請求した時にフロントにてお願いいたします。
3. 客室の提供後、宿泊されなかった場合でも、宿泊料金をご請求いたします。

## 第13条（当館の責任）

1. 当館は、宿泊契約の履行またはその不履行により宿泊客に損害を与えた場合には、当館に責任があるときに限り、その損害を賠償いたします。
2. 万一の火災等に備え、火災保険に加入しております。

## 第14条（契約客室の提供不能時の取扱い）

1. 契約客室をご提供できない場合は、宿泊客の同意のもと、できる限り同一条件の他施設をご紹介します。
2. 他施設の紹介ができない場合、違約金相当額の補償料をお支払いし、これを損害賠償に充当いたします。ただし、当館に責任がない場合は補償いたしかねます。

## 第15条（手荷物・携帯品の保管）

1. チェックイン前に到着した手荷物は、事前に了承いただいた場合に限り保管し、フロントにてお渡しします。
2. チェックアウト後に遺失された手荷物は、所有者判明時は連絡し指示を仰ぎます。不明の場合は1週間保管後、貴重品は警察へ届け出て、その他は1ヶ月経過後に処分いたします（飲食物・雑誌は即日処分）。
3. 保管責任は第15条に準じます。

## 第16条（駐車場の責任）

駐車場のご利用について、当館は場所を提供するものであり、車両の管理責任は負いません。ただし、当館の過失により損害が生じた場合は賠償いたします。

## 第 17 条（宿泊客の責任）

1. 宿泊客の故意または過失により当館が損害を被った場合は、当該宿泊客に賠償していただきます。
2. 当館は、第 10 条の通り、館内を全面禁煙としております。宿泊客が客室内で喫煙した場合、または香水・芳香剤その他の強い臭気を残す行為を行った場合、当館の通常の清掃では除去できない臭気が残留することがあります。その場合は以下の通りのご請求をすることがあります。
  - (1) 前項に該当する行為により、当該客室が一定期間使用不能となった場合、宿泊客は当館が実施する特別清掃費用（消臭・クリーニング費用等）を負担するものとします。
  - (2) 当館は、当該客室が販売できなかった日数に応じて、宿泊料金相当額を営業補償として宿泊客に請求できるものとします。
3. 前条第 2 項第 (2) に基づく営業補償額は、当該客室が通常提供可能となるまでに要した日数に応じ、当館の基本宿泊料（1 泊 2 食付きの大人 1 名料金を基準とする）を算定の基礎といたします。
  - (1) 算定にあたっては、当該客室が清掃・換気・消臭等の原状回復作業を行ったにもかかわらず、販売に供することが困難であった日数をもって計算いたします。
  - (2) 当館は、営業補償額の算定に際し、算定根拠を宿泊客に提示するものとします。

## 第 18 条（免責事項）

当館は、次の各号に該当する事由により宿泊客に損害が生じた場合には、当館に故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

- (1) 自然災害（地震、台風、津波等）や火災、停電、感染症等の不可抗力によるもの
- (2) 館内設備（空調、給湯、インターネット、エレベーター等）の不具合または一時的な使用不能
- (3) 他の宿泊客の迷惑行為、マナー違反、騒音、匂い等による精神的・身体的被害
- (4) 宿泊客の不注意または管理不十分により生じた盗難・紛失・損害
- (5) インターネット利用によるトラブル（ウイルス感染、情報漏洩、通信障害等）
- (6) 駐車場利用中に発生した事故・盗難・損害（当館の重大な過失を除く）
- (7) その他、当館が通常講ずべき注意を尽くしても防ぎ得なかった損害

## 第 19 条（カスタマーハラスメントの防止）

当館は、宿泊客からのカスタマーハラスメント（以下「カスハラ」といいます）に対し、従業員等の安全と尊厳を守るため、以下の行為を固くお断りいたします。また、以下の行為が認められた場合、当館は第 7 条の規定に基づき宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 暴力的・威圧的な言動（怒鳴る、机を叩く、睨みつける等）
- (2) 人格否定や侮辱的発言（例：「バカ」「辞めてしまえ」等）
- (3) 業務外の要求や長時間拘束（不当な土下座要求、謝罪の強要など）
- (4) 差別的言動（性別、年齢、国籍、障がい等に関する偏見的発言）
- (5) SNS 等を利用した風評被害の拡散や威嚇行為

上記のいずれかに該当する行為があった場合、当館は直ちにサービスの提供を中止し、宿泊契約の解除、法的措置等を講じる場合があります。また、当館従業員への誹謗中傷や危害が認められた場合には、警察や弁護士など関係機関と連携して対応いたします。

## 別表第 1（宿泊料金等の内訳）

宿泊客が支払うべき総額	内 訳	
	宿泊料金	基本宿泊料（室料+朝・夕食料）

	追加料金	追加飲食（朝・夕食以外の飲食料）及びその他の利用料金
	税金	消費税

【備考】 1. 基本宿泊料はフロント掲示の料金表に準じます。 2. 子供料金は小学生以下に適用されます。

## 別表第 2（違約金）

契約解除の通知を受けた日 不泊 当日 前日 2 日前 3 日前 5 日前 6 日前 7 日前 8 日前以降

14 名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	30%	-
15～30 名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	30%	-
31～100 名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	30%	30%	-

【注記】 1. 違約金は基本宿泊料に対する割合です。 2. 宿泊日数短縮時は、初日 1 日分の違約金を申し受けます。 3. 予約人数の一部取消時も、該当人数に応じて違約金を申し受けます。

以上